

令和5年第3回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月10日(金) 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

欠 席

18番 小野 列子

13番 小笠原 進

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について
議案第16号 農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第17号 令和5年度最適化活動の目標に設定等について
報告第5号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	齋藤 和広

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

支所長	小寺 昭直
-----	-------

農林政策課

主任	山田 竜太郎
----	--------

(開会時刻 午後3時)

司 会 それでは、ただ今から令和5年第3回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお
願いします。
森会長、よろしくお願ひします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行についま
して、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の
出席委員数は18名であり、定足数に達しており、会議が成
立いたしました。

まず、次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行いま
す。

五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者
の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ご
ざいませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させ
ていただきます。

議事録署名者には、14番 相馬 孝雄 委員

15番 柳原 一夫 委員のご両名を指名いたします。

また、書記には秋村金木支所長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、斎藤農地係
長、小寺市浦支所長、農林政策課の山田主任をお願いいたし
ます。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和5年2月28日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を、櫛引富士太郎推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業7件、あおもり農業支援センター事業8件を適正に処理したことを報告いたします。

令和5年3月7日午前9時30分から、工藤昇委員、奈良正推進委員で五所川原一ツ谷地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第13号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転11件、無償所有権移転1件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件です。

2ページをご覧ください。

- 1番 大字沖飯詰字帯刀ほか、田5筆、合計12,750㎡
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額969,000円の有償移転です。

- 2 番 大字沖飯詰字帯刀、田 3 筆、合計 6, 7 5 9 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 513, 684 円の有償移転です。
- 3 番 大字飯詰字森越、田 1 筆、8, 0 2 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 2, 006, 750 円の有償移転です。
- 4 番 大字沖飯詰字霞ほか、田 7 筆、合計 2 2, 8 1 8 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 5, 704, 500 円の有償移転です。
- 5 番 大字松野木字福泉、畑 2 筆、合計 3, 4 2 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1, 000, 000 円の有償移転です。
- 6 番 金木町芦野、畑 1 筆、1, 0 3 8 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 519, 000 円の有償移転です。
- 7 番 金木町芦野、畑 1 筆、9 9 1 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 496, 000 円の有償移転です。
- 8 番 大字高野字柳田、畑 1 筆、1, 1 1 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
空き家バンクによる売買、総額 10, 000 円の有償移転です。
- 9 番 大字川山字千本、田 1 筆、3 3 9 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 80, 000 円の有償移転です。

- 1 0 番 大字太刀打字柳川、田 1 筆、畑 1 筆、合計 8 1 6 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 244,800 円の有償移転です。
- 1 1 番 大字神山字境山、田 2 筆、畑 3 筆、合計 1 6, 4 4 8 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 75,710 円の有償移転です。
- 1 2 番 大字川山字千本、田 8 筆、合計 1 0, 5 8 9 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 1 3 番 金木町藤枝三春、田 3 筆、合計 1 1, 2 6 8 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 300,000 円、1 0 年間の賃貸借権です。
- 1 4 番 大字飯詰字狐野、畑 2 筆、合計 4, 3 0 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
1 0 年間の使用貸借権です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当
であると判断されます。

議 長 議案第 1 3 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)
参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第13号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第14号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 9ページをご覧ください。

議案第14号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転1件です。

10ページをご覧ください。

1番 字一ツ谷、田2筆、合計2,090㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は宅地分譲です。

申請地は五所川原市役所から北東へ約0.5kmに位置し市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で宅地化の状況が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第1種低層住居専用地域にある農地であるため、第3種農地と判断されます。

譲渡人は長年申請地を管理してきたが、周辺の宅地化が急激に進み、営農による周辺住民からの苦情に苦慮していたところ建設業を行っている譲受法人が宅地分譲事業の為、土地を探していた事から今回の申請に至ったものであります。

土地利用については、宅地分譲8区画であり計画図より妥当と判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと認められます。

周囲は住宅が相当数建築されており、小・中学校に近いなどの立地条件からも宅地分譲販売は遅滞なく行われ、また、周辺には農地は存在せず転用にあたり許可相当と判断されます。申請地の位置については、11ページをご覧ください。

議長 議案第14号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (質問)
参与 (回答)

議長 他にございませんか。
委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第14号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

議長 つづきまして議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 12ページをご覧ください。

議案第15号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定59件、所有権移転9件です。

13ページ、番号1番から45ページ59番までの利用権設定59件については皆様のお手元にお配りしています農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

46ページ、番号1番から49ページ9番までの所有権移転9件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第15号についての説明が終わりました。

閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、利用権設定1番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定すること

にご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定1番以外について原案のとおり決定いたします。

つづきまして、利用権設定1番について審議いたします。「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、3番 外崎委員には退席をお願いいたします。

外崎委員 (退 席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (質 問)

参与 (回 答)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定1番について原案のとおり決定いたします。

3番 外崎委員の入室を許可いたします。

議長 つづきまして、議案第16号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題とします。

参与から説明をお願いいたします。

参 与 50ページをご覧ください。

議案第16号「農用地利用配分計画案に係る意見について」
五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案につ
いて協議があったので、農業委員会の意見を求めるものであ
ります。件数は1件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおり
です。利用権を設定する農用地は大字松野木字蓑捨ほか、田
18筆、期間は2年と4年。借り賃は10aあたり20,000円と
10aあたり120kgです。受け手の決定理由は、後継者への
経営移譲です。

以上、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農
業支援センターが借受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法
律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又
は貸付け地を作業受託していた等のルールにより市農林政策
課が選定しています。

議 長 議案第16号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (質 問)

参 与 (回 答)

議 長 他にございませんか。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定すること
にご異議ございませんか。